

# (仮称) 杉並区重症心身障害児児童発達支援事業所運営業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

杉並区では、発達の遅れや障害のあるお子さんを早期に発見し、早期に療育につなげるしくみをつくとともに、未就学児の療育の機会の確保を進めています。

療育の機会の確保を進める中で、現在医療的ケアが必要な児童を含めた重症心身障害児が通所できる事業所が区内にないことから、児童福祉法に基づいた重症心身障害児を主な対象とした児童発達支援事業所を平成 27 年度に開設することにいたしました。

この事業所を運営する事業者について、児童福祉法に定める児童発達支援の目的や趣旨をよく理解し、また重度の障害のある児童の障害特性や発達の状況を踏まえた療育支援を行うことができ、十分な支援体制の確保と適切な支援の実施及び関係機関との連携策を区に対し積極的に提案できる事業者を公募型プロポーザルにより選定します。

## 2 事業の概要

### (1) 業務名

(仮称) 杉並区重症心身障害児児童発達支援事業所運営業務委託

### (2) 業務内容

(仮称) 杉並区重症心身障害児児童発達支援事業内容説明書 (別紙 1) のとおり

### (3) 履行場所

杉並区天沼 3-15-20 1階

構造・面積 鉄筋コンクリート (RC 造) 地上 3階建 1階部分の一部 (198㎡)

1階隣 保育室若杉

※上記 2 (1) の準備業務期間は別途区が指示する場所

### (4) 履行期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

### (5) 事業規模 (年額・概算額 消費税及び地方消費税を含む)

平成 27 年度 2,050 万円

平成 28 年度 4,110 万円

平成 29 年度 4,110 万円

なお、選定された受託者候補者は、平成 27 年度 (平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日) の準備委託について別途委託契約を締結していただきます。

## 3 参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱 (平成 22 年 3 月 23 日杉並第

65476号)に定める指名停止要件に該当しないこと。

- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年1月27日杉並第53890号)に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 労働関係法令(障害者の雇用の促進等に関する法律、高年齢等の雇用の安定等に関する法律)に違反していないこと。
- (7) 申請時に障害者又は障害児の支援を行う事業を実施しており、また医療的ケアが必要な重症心身障害児の療育について助言ができる医療機関と十分に連携ができる社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等の法人であること。

#### 4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順(概要)は以下のとおり。

内容	期間等
実施要領の公表	平成26年12月23(火) 9時から
応募の意向の申し出及び財務状況に係る書類の提出期限	平成27年1月15日(木) 17時まで(必着)
企画提出案等の提出期限	平成27年1月27日(火) 17時まで(必着)
第一次審査(書類審査)	平成27年2月4日(水) 予定 ※第一次審査を実施し、第二次審査の対象とする事業者を選定する。 ※審査結果は、選定後2月6日(金)まで(予定)に通知する。
第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)	平成26年2月12日(木) 予定
受託者候補者選定結果の通知	受託者候補者選定の結果は、平成27年2月27日(金)までに通知する。(予定)

※第一次審査以降の日程は、応募状況等に応じて変更となる場合があります。

#### 5 質問の受付・回答及び問い合わせ先

##### (1) 受付方法

質問書(別紙1)に質問内容を記載の上、E-mail、FAXにより提出してください。

##### (2) 受付先

「10」に同じ

##### (3) 受付期限

平成 27 年 1 月 13 日（火）17 時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成 27 年 1 月 19 日（月）までに、杉並区のホームページに公開します。

([http://www2.city.suginami.tokyo.jp/bid/proposal\\_list.asp](http://www2.city.suginami.tokyo.jp/bid/proposal_list.asp))

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

「提出書類一覧」(別紙 1) のとおりです。

(2) 提出部数

①提出書類は、正本 1 部と副本 9 部をそれぞれ製本（ファイル等で綴じる。）し、提出してください。応募書類用紙の企画は A4 判とします。

②副本については、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマークは使用しないでください。

(3) 提出方法

持参により提出してください。

(4) 提出先

「10」に同じ。

(5) 提出期限

平成 27 年 1 月 27 日（火）17 時まで（必着）

7 選定手順及び評価基準

(1) 選定方法

(仮称) 杉並区重症心身障害児児童発達支援事業所運營業務に係る受託者候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）が、企画提案書等の提出された書類及びプレゼンテーション・ヒアリング内容を審査し、本業務に最も適していると認められる参加事業者を運営事業者として選定します。

ただし、委員会で審査した結果、一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

(2) 評価基準

ア 法人の経営状況等に関する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況	経営状況は良好か。税金を正しく納めているか
社会的信用性	事業者の沿革に鑑み、社会的信用性があるか
業務遂行能力	業務の遂行体制は妥当か
賠償責任能力	賠償に対する責任能力があるか

イ、企画提案に対する評価基準

評価項目	評価の内容
委託法人の適正性	社会福祉事業者、児童福祉事業を行うことの適正性はあるか
事業所の運営方針について	重症心身障害児の通所施設の運営にあたって、基本的な考え方や療育についての理念はどうか。
家庭・地域・行政との連携について	保護者との連携及び情報提供、区や地域の関係機関等との連携協力体制の考え方はどうか。
医療機関との連携及び緊急時の対応計画について	重症心身障害児の通所施設として、医療機関との連携を具体的に考えているか。緊急時の対応について、あらかじめ考えられているか。
衛生管理について	重症心身障害児の通所施設として衛生管理に配慮されているか。
サービスの質の担保と向上策	標準的なサービスを維持し、質を向上させるための工夫があるか。意見や要望、苦情について訴えやすい仕組みが考えられているか。
利用者及び家族等への支援について	利用者・家族の意向を尊重した支援が可能か。保護者支援や虐待の疑いがある場合の対応等は考えられているか。
利用者の直接支援	重症心身障害児の療育に対する考え方は適切か。支援プログラムは障害の状況や発達支援を考慮した、無理のないものになっているか。
医療的ケアが可能な療育担当者及び職員配置、育成	医療的ケアが必要な重症心身障害児へのケアができる看護師等が確保されているか。機能訓練ができる職員が確保されているか。療育を行う職員の数は妥当か。開所後の職員の育成はどのように考えているか
準備委託の内容	準備委託期間における職員の研修をどのように考えているか。
ヒアリング	重症心身障害児の児童発達支援事業所に対する考え方、療育の提案内容は妥当か（児童発達支援事業所の運営に取り組む意欲があるか、説明に説得力があるか、質問の受け答えが的確か）
応募事業者の経歴・理念	応募事業者の障害児（者）の支援施設の運営実績、理念はどうか。

(2) 審査方法

ア 第一次審査（書類審査）

委員会が提出書類を審査し、第一次審査通過者を選定します。

#### イ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

第一次審査通過者はプレゼンテーションを行います。また、その内容に対し委員会はヒアリングを実施し、契約を締結する受託候補者を選定します。

#### (3) 受託候補者選定結果通知

平成 27 年 2 月 27 日（金）までに通知します。

### 8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出書類に不備及び虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

### 9 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は、日本円とします。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出書類は返却しません。
- (5) 提出書類について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- (6) 区は、提出書類について必要に応じて無償で使用できるものとします。
- (7) 契約の締結にあたっては、区指定の標準契約書を使用します。
- (8) 本件は平成 27 年度予算案が区議会にて成立した場合に契約を締結します。

### 10 担当課（問合せ先）

杉並区保健福祉部障害者施策課

杉並区阿佐谷南 1-15-1（杉並区役所東棟 1 階）

担当者 山田 井出

電話 03-3312-2111 内線 1159

FAX 03-3312-8808

メールアドレス S-sisaku@city.suginami.lg.jp

## (仮称) 杉並区重症心身障害児児童発達支援事業内容説明書

### 1 「杉並区重症心身障害児児童発達支援事業」について

重症心身障害児の発達支援を行うため、「(仮称) 杉並区重症心身障害児児童発達支援事業所」を設置し、重症心身障害児の療育を行うことを目的としています。

「(仮称) 杉並区重症心身障害児児童発達支援事業所」は、0歳～5歳（未就学児）の児童を対象に定員10人とし、療育を実施していただきます。

なお、実施場所は、区が児童発達支援事業所として整備した施設となります。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

(仮称) 杉並区重症心身障害児児童発達支援事業所運營業務委託

#### (2) 概要

- ・設置者は区長となります。
- ・区の児童発達支援事業所として運営するため、運営事業者の事業内容等の案内や、ロゴマーク等の使用には一定の制限があります。
- ・運営にあたり、区と事業所との間で委託契約を締結し、区が委託費を払います。
- ・開所期間は3年間（準備委託期間を含む）とします。準備委託期間開始から3年間は、委託契約を毎年更新します。その後については、通所児童数の状況等を見て判断します。
- ・通所（児童発達支援）の申請及び通所者の決定に関する事務は、区障害者施策課で行います。（具体的な手続きは児童発達支援の支給決定の流れと同様です。）
- ・療育に係る利用者負担額については、児童福祉法に基づき区が支給決定をした利用者負担額となります。

#### (3) 業務内容

(仮称) 杉並区重症心身障害児児童発達支援事業所（以下「区児童発達支援事業所」という。）の運営に係る業務は次に掲げる業務。

#### ア 対象児童及び定員

対象は、杉並区が児童発達支援の支給決定を行った医療的ケアが必要な重症心身障害児（人工呼吸器を使用している児童は除く）等。

定員については、日々10人とします。

#### イ 開所時間及び閉所日

8時30分から17時15分まで開所することとします。ただし、療育の時間は開所時間内の4時間以上の時間とします。

※閉所日については、土、日曜日、国民の祝日及び年始年末（12月29日～1月3日まで）とします。

#### ウ、職員の配置

- ・職員の配置は別紙2のとおりとする。
- ・嘱託医については、巡回指導のできる医師を事業者が選任のうえ配置する。
- ・児童発達支援責任者については、国の定める資格要件を満たす者で常勤・専従とする。

エ 区が区児童発達支援事業所への通所を内定した障害児及びその保護者に対する面接の実施及び通所管理に関すること。

オ 通所児童の療育支援、その他処遇に関すること。

カ 通所児童の保護者支援に関すること。

キ 障害児の保育等を行う保育園、幼稚園、児童発達支援事業所等への助言

ク 障害児の支援を行う関係機関とのネットワークづくり

ケ 嘱託医の配置及び入所児童等の保健衛生に関すること。

コ 通所児童等のおやつを提供に関しては、食品製造業取締条例に基づく届け出及び衛生管理、栄養管理に基づく提供をすること。

サ 児童発達支援事業所の清掃等、環境整備に関すること。

シ 東京都への児童発達支援事業所の指定手続き

ス 運営状況報告の作成及び区への提出

セ 防火管理者の選任及び所轄消防署への届け出、消防計画の策定並びに月に1回以上の避難訓練を行うこと。

ソ ア～セに掲げるものに付随するもの及び区長が特に必要と認めるもの。

タ ア～ソの児童発達支援事業所運営にかかる準備事務（平成27年4月～9月）

### 3 委託費

- (1) (仮称) 杉並区重症心身障害児児童発達支援事業所開所後の委託料（消費税及び地方消費税を含む）

平成27年度 2,050万円

平成28年度 4,110万円

平成29年度 4,110万円

なお、選定された受託者候補者は、平成27年度（平成27年4月1日から平成27年9月30日）の準備委託について別途委託契約を締結していただきます。

- (2) 維持管理経費

光熱水費及び施設の躯体に係る修繕、消防設備点検（専用部分のみ）、空調機の保守、事業所内の消毒等は、区が負担します。電話及びファクシミリ、インターネットの開設・設置に係る費用は事業者負担となります。また療育に係る消耗品についても事業者負担となります。

- (3) 開設準備経費

施設運営に係る備品・消耗品の購入については、別途区が指示します。

#### 4 児童発達支援利用者負担金及びその他の料金

児童発達支援利用者負担金（以下「利用料」という。）は運営事業者が徴収し、区が指定する納付書で払い込みをおこないます。利用料以外に徴収できる費用は、東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第 7 条に定める便宜に要する費用です。

#### 5 指導検査等

区は、杉並区重症心身障害児児童発達支援事業所運営委託契約に基づく立ち入り検査及び履行評価（モニタリング）等を行います。その結果、運営事業者が委託契約の内容を正しく履行していない場合、必要な改善（勧告・命令等）を行う場合があります。このほか、区主催で定例的に開催する児童発達支援事業所連絡会に職員の参加をお願いします。

#### 6 運営開始までに事業者が実施しなければならないこと

- (1) 児童福祉法等関係法令を遵守し、かつサービスの自己評価や、相談・苦情の仕組みを整備し、安定した質の高い療育支援が行えるように準備すること。
- (2) 従事者の確保及び研修等の実施
- (3) 備品等の確保、その他事業開始に必要な事項の準備
- (4) 区と運営事業者間の委託契約の締結

#### 7 その他

- (1) 通所児童の通所及び決定は区が実施します。
- (2) 児童発達支援事業所の設置者は区長とします。



質 問 書

平成 年 月 日

杉並区保健福祉部長 あて

所 在 地  
名 称  
代表者名  
担当者名  
所属・役職  
電話番号  
FAX番号  
E-mail

(仮称) 杉並区重症心身障害児児童発達支援事業所運營業務のプロポーザル  
について、以下の項目を質問します。

質問項目	質問内容

※ 質問書は、平成27年1月13日(火) 17時までに、FAX又はE-mail  
のいずれかで提出してください。

事務局：杉並区保健福祉部障害者施策課認定・給付係  
(杉並区役所東棟1階)  
所在地：杉並区阿佐谷南1-15-1  
電 話：03-3312-2111 内線1159  
FAX：03-3312-8808  
E-mail：S-sisaku@city.suginami.lg.jp

(仮称) 杉並区重症心身障害児児童発達支援事業所の職員配置の考え方

(仮称) 杉並区重症心身障害児児童発達支援事業所の職員配置は次のとおりとする。

記

- ① 「常勤換算」により次の職員配置基準による直接処遇職員数を配置する。

【職員配置基準】

職員配置基準 5 人

職員別内訳 看護師 2

介護員等（児童指導員、保育士、訪問介護員等） 2

理学療法士等（理学療法、作業療法、言語療法等を担当する職員） 1

- ② 看護師・介護員は常勤換算後の従業員数が標準職員配置数以上とする。

また、各職種 1 人以上を「常勤専従」とする。

- ③ PT 等は常勤換算後の従業員数を四捨五入し、標準職員配置数を満たすものとする。

【常勤換算方法】

当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

【常勤】

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)に達していることをいうものである。雇用形態が正規職員であるか、非正規職員であるかは問わない。

【専従】

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外に職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該事業者の当該事業所における勤務時間(サービス単位を設定する場合は、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業員の常勤・非常勤の別を問わない。

提出書類一覧

事業所名

	件名	様式番号	提出チェック	区確認欄
1	杉並区重症心身障害児児童発達支援事業者の応募について	様式1	<input type="checkbox"/>	
2	運営企画書 ※従業員の配置及び勤務の体制（予定）を添付すること ※児童発達責任者（予定者）の経歴書及び資格書（写）を添付すること	様式2	<input type="checkbox"/>	
3	児童発達支援事業所に関する事業収支計算書（開設後1年間）		<input type="checkbox"/>	
4	事業所決定から開設までのスケジュール（案） ※平成27年2月下旬に事業者決定があったと想定して記入してください。		<input type="checkbox"/>	
5	職員配置表（案）、	様式3	<input type="checkbox"/>	
6	職員勤務ローテーション表		<input type="checkbox"/>	
7	デイリープログラム及びウィークリープラン ※1～2歳児向、3～5歳児向		<input type="checkbox"/>	

※この一覧は提出の際、応募書類に漏れがないことを確認するためのものです。応募書類を提出の際、この一覧をコピーし、表紙として添付ください。

※各様式は、別添「様式」を参考に、独自のものを作成して構いません。

なお、上記とは別に、次の書類（各2部）をご提出ください。上記の提出書類とは別に綴ってください。

8	法人の定款、登記事項証明書、役員名簿 ※最新のもの 法人の予算書（平成26年度） 決算報告書（直近3年分）（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、付属資料として販売費及び一般管理費、個別注記等一式） 事業報告書（平成23年度～平成25年度） 資産の状況（資産目録、預貯金残高証明書等）		<input type="checkbox"/>	
9	納税証明書（3か月以内に発行されたもの） 「法人税」「法人事業税及び地方法人特別税」「消費税及び地方消費税」		<input type="checkbox"/>	

様式1

平成 年 月 日

杉並区保健福祉部長 宛

法人名  
代表者

印

杉並区重症心身障害児児童発達支援事業所委託事業者  
の応募について

標記の件について、実施要領の趣旨を踏まえ、下記のとおり応募します。

記

- 1 法人名
- 2 代表者名
- 3 所在地
- 4 提出書類（別紙のとおり）
- 5 応募にあたり、実施要領3参加資格の（1）～（7）について抵触しません。

担当者氏名  
連絡先  
FAX  
E-MAIL

## 運営企画書

※具体的な提案内容を記入してください。なお、別紙の形式で作成しても構いません。

### 1、法人について

- ①重症心身障害児の児童発達支援事業についての法人として方針、考え方
- ②重症心身障害児の児童発達支援事業所を行うことを決めた経緯

## 2 重症心身障害児の児童発達支援事業所の運営について

- ①事業所の運営方針、事業展開、個人情報の取り扱い
- ②家庭、地域、行政との連携の考え方
- ③通常時、緊急時の医療機関との連携
- ④事業所の衛生管理
- ⑤サービスの質の維持及び向上方策

### 3、職員体制・研修計画について

①職員の採用方法、採用職種、経験

②職員の健康管理

③通年の職員の研修計画

④準備委託期間の研修計画

※別紙従業員の配置及び勤務の体制（予定）表を添付すること

※児童発達責任者（予定者）の経歴書及び資格書（写）を添付すること

#### 4、重症心身障害児の児童発達支援について

- ①利用者（重症心身障害児）への支援の考え方、家族への支援、虐待対応
- ②利用者（重症心身障害児）の療育プログラム、療育時の配慮（コミュニケーション、摂食、身体のケア）





# 【改修工事参考図】

## ○旧若杉小レイアウト図

